［略］

熊本地方裁判所八代支部の歳入歳出外現金出納官吏
鹿児島地方裁判所名瀬支部の歳入歳出外現金出納官吏

［略］

秋田地方裁判所大曲支部の歳入歳出外現金出納官吏
釧路地方裁判所帯広支部の歳入歳出外現金出納官吏

［略］

長崎地方裁判所五島支部の歳入歳出外現金出納官吏
長崎地方裁判所厳原支部の歳入歳出外現金出納官吏
大分地方裁判所杵築支部の歳入歳出外現金出納官吏

［同上］

熊本地方裁判所八代支部の歳入歳出外現金出納官吏
熊本地方裁判所人吉支部の歳入歳出外現金出納官吏
鹿児島地方裁判所名瀬支部の歳入歳出外現金出納官吏

［同上］

秋田地方裁判所大曲支部の歳入歳出外現金出納官吏
青森地方裁判所弘前支部の歳入歳出外現金出納官吏
青森地方裁判所八戸支部の歳入歳出外現金出納官吏
釧路地方裁判所帯広支部の歳入歳出外現金出納官吏

［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○経済産業省告示第百四十六号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十二条の四の規定に基づき、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして経済産業大臣が定める基準等に関する告示を次のように定め、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

令和八年十一月六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして経済産業大臣が定める基準等に関する告示

1　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第十二条の四の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして経済産業大臣が定める基準は、同条に規定する経済産業大臣の確認を受けようとする承認地域経済牽引事業用地整備が、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　当該承認地域経済牽引事業用地整備を行う土地の面積が一ヘクタール以上であると見込まれること。

二　当該承認地域経済牽引事業用地整備が、次のいずれにも該当すること。

イ　当該承認地域経済牽引事業用地整備により整備される土地において、次に掲げるいずれかの承認地域経済牽引事業の用に供する施設の整備が行われると見込まれること。

(1)　工場
(2)　流通業務施設
(3)　情報処理施設
(4)　研究施設
(5)　水道、電気供給施設、ガス供給施設又は熱供給施設

ロ　イの施設の整備に伴う次に掲げるいずれかの施設の整備を含むと見込まれること。

(1)　道路
(2)　水道
(3)　調整池
(4)　公園、緑地又は広場
(5)　公共施設その他の公益的施設（前各号に掲げるものを除く。）

三　当該承認地域経済牽引事業用地整備により整備される土地に立地する事業者の決定が、法第十二条の二第三項又は第五項の承認を受けた日以後に、公募その他の公正な方法により行われると見込まれること。

四　当該承認地域経済牽引事業用地整備の実施において、承認地域経済牽引事業用地整備者相互の役割分担並びに情報共有及び意思決定における連携体制が協定書等で明確化されていること。

2　経済産業大臣は、承認地域経済牽引事業用地整備者（法第十二条の二第一項に規定する代表者に限る。以下この項において同じ。）から法第十二条の四の確認の申請を受けた場合であって、当該申請の対象となる承認地域経済牽引事業用地整備が前項の基準に適合すると認めるときは、当該承認地域経済牽引事業用地整備者に対し、様式による確認書を交付するものとする。